

令和4年度

# 蒲郡市青少年問題協議会



蒲郡市教育委員会

このマークは、平成22年度一般公募した蒲郡市青少年健全育成地域活動のシンボルマーク。考案者は当時愛知工科大学2年生の坂口豪志さん。

水色は蒲郡の美しい海、オレンジは、若さ明るさをイメージし、「地域の人々の手で明るく青少年を守ろう」のコンセプトで作成されました。



令和4年度 蒲郡市青少年問題協議会 要項

日 時 令和4年6月8日(金)

午後2時00分

場 所 蒲郡市役所 303会議室

典 礼 生涯学習課長

市民憲章唱和 (先唱 センター事務局)

1 開会のことば (三浦 生涯学習課長)

2 あいさつ (市川 青少年問題協議会長(少年補導委員長))

3 議 題 (議事進行： 細井 青少年問題協議会副会長(総代連合会長))

(1) 令和3年度蒲郡市青少年センター事業報告及び青少年育成事業報告  
(※P2～8 及び P9)

(2) 令和4年度蒲郡市青少年センター事業計画及び青少年育成事業計画  
(※P10～12 及び P13)

(3) 令和4年度 地域安全・青少年健全育成市民大会 開催案  
(※P14～16)

(4) 教育委員会委嘱による補導活動について (現状と今後)  
(※P17～18)

(5) その他

添付資料

- ・資料1 令和3年度健全育成市民大会報告・・・ P5
- ・資料2 街頭補導実施状況・・・・・・・・・・・・ P6
- ・資料3 健全育成協力店一覧・・・・・・・・・・・・ P7～8
- ・資料4 令和4年度青少年問題協議会に関わる事業 P19～20
- ・資料5 蒲郡の青少年の現況・・・・・・・・・・・・ P21～24

4 意見交換 (資料別添)

\*コロナ禍における小中学生の生活について

\*小中学生のインターネット・SNS等の使用について 等

(現状報告) ～コロナ禍の学校生活&SNS問題&不登校児童・生徒～

学校教育課 課長補佐 鈴木 学

5 連絡事項

6 閉会のことば (小澤 青少年問題協議会副会長(小中学校長会生徒指導部長))

## 第1号議案① 令和3年度蒲郡市青少年センター事業報告

### 1 青少年健全育成事業

- (1) 蒲郡市青少年問題協議会の開催 → (紙面開催)  
期日 令和3年6月2日(水)  
内容 令和2年度青少年センター事業報告及び青少年団体育成事業報告  
令和3年度青少年センター事業計画及び青少年団体育成事業計画  
講演「本市の生徒指導について」 → (紙面開催のため中止)
- (2) 地域安全・青少年健全育成市民大会  
期日 令和3年10月27日(水) → 大会イベント(表彰・意見発表)中止  
参加者 なし \*10月3日(日)意見発表撮影会を開催→DVD作成  
詳細は資料1 \*関係者に「大会要項」とDVD配布
- (3) 青少年健全育成協議会の推進(7地区)  
期日 令和3年4月～令和3年7月→2地区で実施、5地区が紙面開催  
令和3年10月～令和4年1月(反省会) → すべて紙面開催  
16会場の予定だった 参加者 延べ819人の予定だった  
詳細は別冊「令和3年度青少年健全育成推進事業」
- (4) 地域ふれあい活動(ミニ集会・ミニ活動)の推進 → 大半が中止  
期日 令和3年5月9日～令和3年12月3日  
実施会場 会場15 参加者 延べ1,497人  
詳細は別冊「令和3年度青少年健全育成推進事業」

### 2 非行防止事業

- (1) 補導活動
  - ・地域補導員48名 校外補導員46名、少年補導委員25名 による補導活動  
(少年補導委員は、蒲郡警察署長が委嘱している警察ボランティア。令和2年度より合同で補導を行うことを蒲郡警察署生活安全課長より依頼されている。)
  - ・PTA役員による夏休み中の特別補導活動  
\*令和2年度から、取り止め(令和3年度以降も当面取り止める)
  - ・補導員の情報共有を図るため、青少年センターだより「くすのき」を毎月1回発行した。
- (2) 健全育成協力店活動の推進  
令和2年度に青少年健全育成協力店指定要綱を改正後、改めて、協力店舗を募った。コンビニエンスストア、カラオケ、ドラッグストア、携帯電話販売店などに協力いただいている。年度末時点の協力店は全部で63店舗。  
詳細は、【資料3】
- (3) 環境浄化活動

- ・有害図書や有害玩具の自販機の確認
- (4) 出前講座「インターネットを安全に利用するために」(児童・生徒対象)  
子どもが安全にインターネットを利用するためには、ルールとマナーを守り、相手を思いやる心が大切であると小学生を対象に話した。  
開催数 15回、参加者数 1,034名
- (5) 出前講座「インターネットの危険から子どもを守ろう」(保護者対象)  
開催数 1回、参加者数 30名

### 3 子ども・若者支援関係事業

- (1) 子ども・若者相談窓口 \*オンライン相談活動も開始 (R2年8月1日より)

① 開設日

- ・月・水・木・金曜日 午前9時00分～午後4時00分
- ・相談員2名

② 相談件数

- 3年度の相談実人数：43人、相談延べ回数：503回
- (2年度の相談実人数：41人、相談延べ回数：512回)

③ 広報

- ・広報がまごおり (市民相談のページ)
- ・チラシ配布 (学校、公民館、民生児童委員)
- ・リーフレット配布 (中学校、民生児童委員、歯科医師会)
- ・ホームページ掲載

- (2) 3年度のネットワーク協議会の取組

① 代表者会議(6/14) → 紙面開催 (会議は中止)

- ・会長選出・年間活動方針・計画等の提案

② 実務者会議(6/14・8/23の2回中止、11/29実施)

- ・各機関の相談・支援件数の調査
- ・各機関の相談支援状況と課題について情報交換・・・スムーズな連携、互いに顔の見える連携をめざして

③ ケース会議 (5/11、6/15、7/13、8/3、9/7、10/12、11/9、12/7、1/18、2/8、2/15、3/8 12回開催)

それぞれの機関が担当する相談事例の中で、連携支援を必要とする事例について 関係機関の実務者が参加して、支援方法等を協議する

④ 研修会の開催(11/29 開催)

福祉課 西村優佑氏

「蒲郡市地域福祉計画に基づく包括的な相談支援体制の構築について」

⑤ 不登校生徒の中学校卒業後の支援体制づくり

- ・サポートステーション(北斗寮)と連携し、本人保護者の承諾の下、進路未定者の卒業後の相談を引き受ける体制を整えた。

⑥ 近隣市との連携

- ・豊橋、豊川、田原市との情報交換を密にし、子若支援事業を連携して推進できるようにした。

⑦ 支援機関の開拓

- ・一般社団法人「東三河セーフティネット」へ業務委託を行い、支援体制の強化を図った。

⑧ 民生児童委員への協力願い

4 愛知県青少年育成県民運動関係

(1) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期)

7月 1日～ 8月31日

- ・看板「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」市内23か所
- ・市内小中学校及び公民館に啓発資材の配布

(2) 青少年によい本をすすめる県民運動

10月 1日～10月31日

- ・県より依頼されたポスター等の掲示
- ・市の独自活動として図書館より推薦された図書を小学校低学年・中学年・高学年・中学校別に印刷し各学級に掲示(4月配布)
- ・合本した目録を市内小中学校・児童館・図書館等に配布

(3) 子ども・若者育成支援県民運動

11月 1日～11月30日

- ・看板「育てよう 自分に勝てる子 負けない子」市内34か所
- ・県より依頼されたポスター等の掲示
- ・子ども・若者支援ネットワーク協議会研修会の実施

(4) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)

12月20日～ 1月10日

- ・看板「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」市内23か所
- ・学校周辺のクリーン活動として、地域および校外補導員による学校周辺等の巡回

(5) 「家庭の日」県民運動

2月1日～2月28日

- ・看板「親と子の 対話がつくる よい家庭」市内34か所
- ・小中学生への啓発ポスターの募集 応募200点

\*ポスター展示

応募のあった200点の中から東三河教育事務所で審査していただいた優秀作品44点を展示した。また、青少年センターのホームページにも掲載した(令和4年2月1日～3月31日)。

展示期間 令和4年2月3日(木) ～ 2月13日(日)

展示場所 蒲郡駅 ナビテラス

## 資料 1

### 令和3年度 地域安全・青少年健全育成市民大会報告

- 1 事務局打合せ  
日 時 令和3年5月19日(水) 午前10時00分～ → 紙面開催に  
参加予定者 蒲郡警察署生活安全課・蒲郡市防犯連合会事務局  
・福祉課・交通防犯課・青少年センター  
協議内容 (1) 大会要項案について ・大会名称・開催日時・大会次第等  
(2) 大会に向けての準備について ・作文募集・ポスター募集  
・意見発表者募集・案内状の発送等
- 2 「大会イベント取り止め」の文書発送 令和3年7月1日
- 3 運営・準備合同会議 → 「ポスター審査会」  
日 時 令和3年9月17日(金) 午後1時30分～ 科学館メディアホール  
参加者 事務局・共催団体代表など 15名  
協議内容 (1) 大会について 「大会イベント中止」の確認  
「意見発表撮影会」の開催について確認  
(2) ポスター審査 市長賞・警察署長賞・防犯協会連合会長賞  
蒲郡保護区保護司会長賞
- 4 令和3年度地域安全・青少年健全育成市民大会 → 中止【大会要項発刊】  
日 時 令和3年10月27日(水)午後1時30分～午後3時45分  
場 所 市民会館中ホール  
参加者 500名ほど参加の予定でした
- 5 意見発表会  
日 時 令和3年10月3日(日)  
前半の部 午前9時20分より  
後半の部 午前10時20分より  
場 所 生命の海科学館メディアホール  
参加者 30名  
動画の公開 市の公式YouTubeに掲載 11月8日～11月30日
- 6 ポスター展示  
期 間 令和3年10月29日(水) ～ 11月15日(日)  
場 所 蒲郡駅 ナビテラス  
WEB展示 青少年センターページに掲載 10月27日～11月30日
- 7 市民大会反省会  
期 日 令和3年11月5日(金) → 「中止」

## 資料2

### 令和3年度における街頭補導実施状況

月	街 頭 補 導			相 談 活 動
	回 数	活 動 委 員 延 べ 人 数	補 導 件 数	子若相談以外のもの
4	38	68		
5	13	29		
6	12	30		
7	46	80		
8	18	32		
9	31	45		
10	11	29		
11	30	46		
12	18	34		
1	16	48		
2	10	24		
3	4	8		
計	247	473	0	0

令和4年3月31日現在

※ 緊急事態宣言、まん延防止重点措置が発令されている場合、合同補導を実施しないこととしたため、補導回数が減っている。

## 資料 3

## 青少年健全育成協力店一覧

令和4年3月末日現在

	店舗名	中学校区	所在地	電話番号
1	ヤングプラザ ドット コム (R4年6月閉店予定)	大塚	大塚町平原84-1	59-7957
2	株式会社ラグーナテンボス	大塚	海陽町2-2	58-2200
3	ファミリーマート蒲郡大塚海岸店	大塚	大塚町勝川120-1	58-2680
4	ファミリーマート蒲郡大塚店	大塚	大塚町西島37-2	58-2002
5	宮瀬自転車モーター商会	三谷	三谷町七舗142	68-4710
6	丸英自転車店	三谷	三谷町4-16	68-4894
7	蒲ちゃん	三谷	三谷町迫38-1	68-4968
8	有限会社 二葉書店	三谷	三谷町二舗110	68-3724
9	合資会社エンジュ堂薬局	三谷	三谷町六舗1-1	68-4407
10	不二屋	三谷	三谷町須田39-1	67-7705
11	ファミリーマート蒲郡三谷町店	三谷	三谷町二舗41-1	66-1360
12	ファミリーマート三谷店	三谷	三谷町東5-151	66-3023
13	株式会社精文館書店 蒲郡三谷店	三谷・蒲郡	三谷北通6丁目228	66-3618
14	JOYJOY蒲郡三谷店	三谷・蒲郡	三谷北通4丁目84-4	67-7771
15	亜熱帯蒲郡三谷店	三谷・蒲郡	三谷北通4丁目84-4	67-7771
16	ユニー株式会社アピタ蒲郡店	蒲郡	港町17-10	69-2131
17	ドコモショップ蒲郡駅北店	蒲郡	神明町8-12 1F	66-6881
18	ミニストップ蒲郡八百富町店	蒲郡	八百富町三丁目107-2	68-1937
19	セブンイレブン蒲郡港町店	蒲郡	港町8-4	67-1330
20	セブンイレブン蒲郡八百富町店	蒲郡	八百富町9-19	67-0073
21	中川自転車商店	蒲郡	中央本町31-14	68-3445
22	サンヨネ蒲郡店	蒲郡	八百富町7-34	66-1919
23	ミント ひな庄	蒲郡	中央本町3-8	68-3567
24	有限会社 金原書店	蒲郡	元町8-16	69-5101
25	おもちゃの永井	蒲郡	中央本町3-10	68-4880
26	ヘアーサロンウカイ	蒲郡	元町8-16	68-3015
27	ソフトバンク蒲郡	蒲郡	神明町6-6キャッスルハイツ1F	68-4655
28	ウェルシア蒲郡平田町店	蒲郡	平田町5-1	66-6390
29	クスリのアオキ豊岡店	蒲郡	豊岡町前野1-3	56-7602
30	スギドラッグ竹島店	蒲郡	竹島町19-8	69-8355
31	ケーズデンキ蒲郡店	蒲郡・中部	上本町6-24	66-6311
32	ファミリーマート蒲郡上本町店	蒲郡・中部	上本町6-21	66-4343
33	ミニストップ蒲郡緑町店	中部	緑町6-10	69-5543
34	ドラッグスギヤマ宝店	中部	宝町377-2	66-1811
35	ベンテン	中部	中央本町8-16	68-3655
36	セブンイレブン蒲郡旭町店	中部	旭町15-3	68-6130
37	ファミリーマート蒲郡栄町店	中部・塩津	栄町17-19	66-3211
38	幸 美容室	塩津	竹谷町井瀬木19	69-6747
39	まつや商店	塩津	拾石町二反田 1	68-5811
40	スギドラッグ蒲郡西店	塩津	竹谷町前浜15-1	56-2172

	店舗名	中学校区	所在地	電話番号
41	ファミリーマート蒲郡塩津店	塩津	竹谷町足洗5-9	66-3181
42	DCMカーマ新蒲郡店	塩津	竹谷町一ノ坪8	69-6161
43	(株)ヤマダデンキ テックランド蒲郡店	塩津	鹿島町浅井新田1-25	95-0073
44	リサイクルショップフカツ蒲郡店	塩津	竹谷町梅敷2-1	95-4323
45	ウェルシア薬局蒲郡竹谷町店	塩津	竹谷町江尻26-2	66-6615
46	auショップカインズモール蒲郡	塩津	鹿島町浅井新田1-46	66-0300
47	イオン蒲郡店	塩津	竹谷町中野1-1	68-8411
48	ローソン蒲郡工業団地店	塩津	拾石町前浜25-10	66-3969
49	ファミリーマート蒲郡拾石東浜店	塩津	拾石町東浜5-11	66-6622
50	スギドラッグ竹谷店	塩津	竹谷町下日山20-1	69-8806
51	ドコモショップ蒲郡店	塩津	鹿島町浅井新田1-46	66-4360
52	セブンイレブン蒲郡形原町店	形原	形原町大坪6-1	56-0026
53	ファミリーマート蒲郡春日浦店	形原	形原町春日浦28-10	58-3580
54	(株)ヤマナカ形原店	形原	形原町大坪20-1	57-1327
55	ドラッグスギヤマ形原店	形原	形原町亀井30-1	58-4321
56	ローソン蒲郡中戸甫井店	形原	形原町南戸甫井25-5	57-4157
57	ファミリードラッグすずき形原店	形原	形原町北新田63-1	57-1275
58	観音堂菓子店	形原	形原町御嶽6	57-5457
59	ブティックツルヤ	形原	形原町東御屋敷58-1	57-3241
60	ヘアサロンワタナベ	形原	形原町会下28-1	57-3308
61	いとう理容室	形原	形原町東中畑9-6	57-7221
62	クスリのアオキ形原店	形原	形原町北辻4-1	65-8188
63	尾崎自転車店	西浦	西浦町字宮新田15-2	57-2735

## 1 団体育成、支援

## (1) 子ども会の育成、支援

蒲郡市子ども会連絡協議会の事務局を生涯学習課に置き、補助金を交付し、活動の助成及び支援をした。

子ども会連絡協議会運営費補助金	700,000円
-----------------	----------

## 2 成人式

成人を迎える若者を祝福し、責任ある社会人としての自覚をうながすため成人式を開催した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3回にわけて実施した。

日時：令和4年1月9日（日）午後1時30分～

会場：蒲郡市民会館大ホール

区分	対象者（人）	出席者（人）	出席率（%）
3年	874	644	73.7
4年	808	636	78.7

## 3 ボランティアへの事故対策

補導員、青少年育成事業にかかわる指導者に対して、ボランティア保険に加入した。

加入者	人数
地域・校外補導員	94人
文化スポーツリーダー	78人
ボーイスカウト指導員	20人
ガールスカウト指導員	13人
子育てネットワーカー	15人
託児ボランティア「ぼけっと」	4人
合計	224人

(令和4年3月31日現在加入数)

## 第2号議案①

### 令和4年度 蒲郡市青少年センター事業計画（案）

昭和30年5月25日「蒲郡市青少年問題協議会条例」が、地方青少年問題協議会法の規定に基づいて施行された。

以来、昭和41年5月には「青少年を守る都市宣言」が行われ、家庭・学校・地域社会が一体となり、青少年の健全育成に努めてきた。

各組織・団体の協力を得た健全育成市民大会をはじめ、各中学校区に設けられた健全育成協議会や地域ふれあい活動、また非行防止をめざした補導活動など、それぞれのご協力により成果をあげてきている。

本年度も青少年をとりまく諸問題に対し、青少年自身や市民への研修・啓発活動を進め、青少年の健全育成を図りたい。

#### 1 青少年健全育成の推進

- (1) 蒲郡市青少年問題協議会の開催  
6月8日（水）午後2時00分～ 市役所303会議室
- (2) 地域安全・青少年健全育成市民大会の開催 ※別紙資料  
10月21日（金）午後1時30分～ 市民会館中ホール
- (3) 青少年健全育成協議会  
5月・6月に市内各中学校区で開催
- (4) 地域ふれあい活動の推進  
5月～11月にかけて各地区・総代区単位で実施予定

#### 2 非行防止

- (1) 補導活動  
地域補導員48名（各総代区よりの推薦）、校外補導員46名（市内小中高の教員）＋少年補導員25名（警察署所管）による補導活動を実施する。本年度より、合同補導の回数を年間6回程度に削減する  
補導員向け通信「くすのき」を毎月発行し、情報交換に役立てる。
- (2) 青少年健全育成協力店活動の推進  
青少年健全育成協力店指定要綱（平成21年施行）に基づき、大型店舗、コンビニエンスストア、ゲーム場、インターネットカフェ、カラオケ店等の遊戯施設および子ども向け店舗等を対象に青少年健全育成協力店として依頼し、青少年への声かけ等を積極的に実践していただく。定期的に協力店を訪問し、実施状況の把握に努める。
- (3) 環境浄化活動  
有害図書や玩具の自動販売機の実態を把握し、青少年にとっての有害環境について関係機関と連携して対応する。インターネット上の有害情報について把握し、啓発活動に努める。

#### (4) 出前講座

- ① 「インターネットを安全に利用するために」  
スマートフォン、携帯電話、ゲーム機などの小さな端末による子どものインターネット利用について、小中学生対象に啓発する。
- ② 「インターネットの危険から子どもを守るために」  
子どもの保護者対象

#### (5) 相談活動

また、「あすなろ親の会」・「あすなろ担任者会」に出席し、実態の把握に努めるとともに、相談活動を行う。

### 3 子ども・若者支援事業

#### (1) 令和4年度の活動計画

##### ①子ども・若者相談窓口

- ・窓口開設日 月・水・木・金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時00分～午後4時00分

- ・相談員 2名

不登校・ひきこもりなどの悩みや問題行動について、関係機関と連絡を取りながら支援を行う。東三河セーフティネットの家族環境支援士による訪問ができるよう体制を整える。

##### ② 子ども・若者相談窓口の周知

- ・窓口案内リーフレットの配布(小・中・高、医師会、歯科医師会、民生委員等)

##### ③ 相談内容に応じた適切な支援ができるよう、関係機関が連携をより密にする。また、新たな支援機関の発掘に努め、協力を求める。

- ・実務者会議の開催(年間3回)
- ・ケース会議の開催(月1回)
- ・情報収集と協力依頼

##### ④ 「ひきこもり」に対する理解を深め、地域で予防的支援がされるよう市民を対象とした講演会(研修会)を開催する。

##### ⑤ 近隣市との連携

##### ⑥ オンライン相談活動の宣伝周知と展開

#### (2) 子ども・若者支援ネットワーク協議会の開催予定

- ① 代表者会議 6月13日(月)
- ② 実務者会議 6月13日(月)、8月29日(月)、11月21日(月)
- ③ ケース会議 毎月1回

#### 4 県民運動への協力による活動

##### (1) 県民運動の啓発

以下の各種県民運動に対して、学校や補導員及び公民館の協力を得て、資料の配布や立看板の掲出などによる市民への啓発活動に努める。「家庭の日」推進県民運動では、ポスター応募作品の市内展示会を本年度も行う予定である。

＊青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期)

7月1日～8月31日

＊青少年によい本をすすめる県民運動

10月1日～10月31日

＊子ども・若者育成支援県民運動

11月1日～11月30日

＊青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)

12月20日～1月10日

＊「家庭の日」推進県民運動

2月1日～2月28日

##### (2) 「家庭の日」の普及

県主催の家庭の日ポスターコンクールを市単位で実施し、優秀作品を展示し、市民への啓発を図る。

## 第2号議案②

### 令和4年度 青少年団体育成事業(案)

#### 1 団体育成、支援

##### (1) 子ども会の育成、支援

生涯学習課に蒲郡市子ども会連絡協議会の事務局を置き、子ども会連絡協議会補助金を交付し、活動を助成し連絡協議会の組織化を支援する。

子ども会連絡協議会運営費補助金	1,200,000円
-----------------	------------

#### 2 成人式

成人を迎える若者を祝福し、責任ある社会人としての自覚をうながすため成人式を行う。今年度は令和5年1月8日(日)午後1時30分から蒲郡市民会館大ホールで開催する。

#### 3 ボランティアへの事故対策

補導員、青少年育成事業にかかわる指導者に対して、ボランティア保険に加入する。

加入者	人数
地域・校外補導員	94人
文化スポーツリーダー	78人
ボーイスカウト指導員	20人
ガールスカウト指導員	13人
子育てネットワーク	15人
託児ボランティア「ぽけっと」	4人
合計	224人

- 1 開催日時及び場所 令和4年10月21日（金）午後1時30分～ 蒲郡市民会館中ホール  
 ★現時点では「開催予定」。最終判断10月1日時点。「緊急事態宣言」「蔓延防止措置」以外実施。  
 ★規模縮小開催とする。（PTA 動員なし）（他諸団体に案内は出すが出欠席確認はしない。自由参加）  
 ★式典全体の時間を短縮し、全体で90分のイベントにする。
- 2 名 称 令和4年度 地域安全・青少年健全育成市民大会  
 ～社会を明るくする運動～
- 3 主 催 蒲郡市青少年問題協議会  
 共 催 蒲郡警察署 蒲郡防犯協会連合会 蒲郡市総代連合会  
 蒲郡少年補導委員会 蒲郡市青少年センター補導員会  
 蒲郡市生徒指導研究推進委員会  
 社会を明るくする運動蒲郡市実施委員会
- 4 広報等 「広報がまごおり」10月号（9月25日発行）掲載予定 記者クラブへ情報提供
- 5 大会に向けての意見発表および作品募集について
- (1) 意見発表者の推薦について  
 中学校各1名 高等学校各1名 小学校2名（中央小・三東小） 作文締切 9月1日（木）
- (2) ポスターの応募について  
 テーマ 「明るい社会・安心の町づくりのために」  
 応募依頼点数 中学校および高等学校 各5点程度  
 締切 9月 2日（金）→ 審査会 9月16日（金）（準備運営委員会後）  
 表彰点数 市長賞 警察署長賞  
 防犯協会連合会長賞 蒲郡保護区保護司会長賞 各1点  
 入賞：6点程度 佳作：応募者全員（賞状と図書カード）  
 ※意見発表者全員と作文掲載児童全員に青少年問題協議会長賞
- (3) 作文の応募について  
 応募点数 市内小学校各2点(発表校は1点でも可)  
 締切 9月 1日（木）  
 表彰 応募者全員に賞状と図書カード
- 6 その他
- (1) 案内状の発送 青少年センター関係 240枚 防犯協会関係 150枚  
 蒲郡社会を明るくする運動推進委員会関係50枚
- (2) 今後の日程
- |           |          |                        |
|-----------|----------|------------------------|
| 9月16日（金）  | 午後 1時30分 | 準備・運営委員会、ポスター審査        |
| 10月20日（木） | 午後 1時30分 | 事前準備（印刷・製本・袋詰め等）       |
| 10月21日（金） | 午前10時00分 | 当日準備 舞台、ポスターの掲示        |
|           | 午後 1時30分 | 大会の開会                  |
| 11月 4日（金） | 午後 1時30分 | 反省会 *後日ナビテラスでポスター展示を予定 |

令和4年度 蒲郡市青少年問題協議会運営委員名簿

役 職 名	氏 名
蒲郡市青少年問題協議会会長	市 川 伸太郎
蒲郡市総代連合会代表（会長）	細 井 政 雄
蒲郡警察署代表（生活安全課長）	稲 垣 史 一
蒲郡保護区保護司会代表（会長）	藤 田 克 典
蒲郡市小中学校 PTA 連絡協議会代表（会計監査）	水 野 正 浩
蒲郡市公民館連合会代表	小 林 正 人
蒲郡市社会教育審議会代表	鈴 木 庸 子
蒲郡市地域補導員班長会代表（会長）	寺 元 幸 治
蒲郡市内高等学校長代表（蒲郡高等学校長）	内 田 直 人
蒲郡市小中学校長会生徒指導部長（西浦中学校長）	小 澤 良 充
蒲郡市教育長	壁 谷 幹 朗

令和4年度 地域安全・青少年健全育成市民大会準備委員名簿 ※運営委員を兼ねる

役 職 名	氏 名
蒲郡市青少年問題協議会会長 ※	市 川 伸太郎
蒲郡市青少年問題協議会副会長（総代連合会長） ※	細 井 政 雄
蒲郡市青少年問題協議会副会長(小中学校長会代表) ※	小 澤 良 充
蒲郡防犯協会連合会代表（会長）	市 川 行 雄
社明蒲郡市実施委員会代表（保護司会長） ※	藤 田 克 典
社明蒲郡市実施委員会代表（更生保護女性会）	足 立 静 慧
蒲郡市地域補導員班長会代表（会長） ※	寺 元 幸 治
蒲郡市小中学校 PTA 連絡協議会代表（会計監査） ※	水 野 正 浩
蒲郡市内高等学校生徒指導代表（蒲郡高等学校）	夏 目 昌 卓
蒲郡市小中学校生徒指導部代表（中部中学校）	石 村 新 史
蒲郡市小中学校生徒指導部代表（竹島小学校）	飛 田 政 彦
蒲郡警察署（生活安全課長） ※	稲 垣 史 一
蒲郡警察署（生活安全課生活安全係長）	倉 田 和 宏
蒲郡警察署（生活安全課少年係長）	阿 部 亮 介
蒲郡防犯協会連合会事務局（職員）	太 田 美 佐
蒲郡市交通防犯課（課長）	鳥 居 昭 裕
社明蒲郡市実施委員会事務局（福祉課長）	小野山 泰 正
蒲郡市教育委員会（生涯学習課長）	三 浦 次七郎
蒲郡市教育委員会（学校教育課長補佐）	鈴 木 学
蒲郡市青少年センター（所長）	鈴 木 洋
蒲郡市青少年センター（職員）	平 松 美由紀

**令和4年度 地域安全・青少年健全育成市民大会次第（案）** 10月21日（金）13:30～市民会館中ホール  
司会・進行 （小中学校長会生徒指導部長：西浦中：小澤校長）

舞台上：上手（来賓側） 市長・県会議員・市議会議長  
下手（主催者側） 市川会長・総代会長・警察署長・防犯協会長・保護司会長・P代表

- 1 開会のことば 青少年問題協議会副会長 細井政雄氏（総代連合会会長） 1分
- 2 市民憲章唱和 青少年問題協議会委員 水野正浩氏（PTA会計監査） 1分
- 3 主催者挨拶 会長 市川伸太郎氏 <挨拶は、3分～5分程度でお願い>  
蒲郡警察署長 栗名利幸氏 <挨拶は、3分～5分程度でお願い> 10分  
(10月下旬時点では警察署長が定年退職後のため、新規署長にお願い)
- 4 優秀ポスター表彰（それぞれの長から表彰）（表彰時に演台前にマイク設置）  
(表彰時に必要な方に写真撮影してもらう)（写真撮影時間を他で設けない）  
(ア) 蒲郡市長賞  
(イ) 蒲郡警察署長賞  
(ウ) 蒲郡防犯協会連合会長賞  
(エ) 蒲郡保護区保護司会長賞 8分
- 5 功労者表彰の披露（割愛：司会者「要項をご覧ください。一人ずつ紹介披露いたします。」（紹介のみ）  
(会場前列で全員起立し会場を向いて、名前を呼ばれたら、一礼)（拍手は全員紹介後）  
①青少年問題協議会表彰 補導員 小島儀千氏（補導員10年 形原班）  
②青少年健全育成県民会議表彰 飛田尚良氏  
その他 ○ 名 ? 2分
- 6 来賓祝辞（顧問）蒲郡市長 鈴木寿明氏 <祝辞は、3分～5分程度でお願い> 5分
- 7 来賓紹介（司会者が紹介） 1分
- 8 大会宣言 <代表が読み上げるのをやめて、司会者：「要項をご覧ください」> 1分  
(大会宣言紹介後→ 来賓・主催者退席 →椅子を取り除く)
- 9 小・中・高校生の意見発表 および 表彰  
(意見発表者は、舞台下から一人ずつ出てくる。舞台上でずっと待機させない。)  
<発表者紹介> 平松美由紀（青少年センター職員）<紹介は、学校名・氏名・簡潔な紹介>  
<意見発表者表彰並びに講評> 壁谷幹朗委員（教育長）（昨年度の意見発表会と同様）  
\*意見発表者が一人終わった毎に、演台の前に教育長が登場し、意見発表者に一言添えて  
表彰状等を渡す。（教育長はピンマイク着用。賞状内容は読み上げず学校名氏名のみ）  
\*意見発表：一人4分（出入り含めて）+表彰（1分） 5分×12名 60分
- 10 閉会のことば（諸注意含む） <司会者が、閉会の言葉を言って終える> 1分

合計予定時間(90分)

## 「教育委員会委嘱による補導の取り止め」の方向について

### 1 現時点の方向（案）

★ 令和6年度4月から、教育委員会（青少年センター）による地域補導員・校外補導員の委嘱を取り止め、教育委員会主導による「地域補導・校外補導」を取り止める

- \* 警察署所管の「少年補導委員」（各中学校区に3～4名配置）は、今後も存続する。
- \* 現在、教育委員会が委嘱して活動しているのは、地域補導員48名、校外補導員46名、合計94名
- \* 教育委員会委嘱の「地域補導員」「校外補導員」等は、青少年センターが設立された、昭和38年度から設置されている。（現在で、60年経過）  
（当時は地域補導員45名、職場補導員66名、学校補導員49名 合計160名）  
（いわゆる学校や社会が荒れ始めた頃より開始。）

#### ★ 取止めまでの取り組み審議

- \* 平成14年度 職場補導員廃止。校外補導員半減（97→46名）  
特別補導員設置（週3回程度巡回補導する専門員2名）
- \* 平成30年度より 特別補導員廃止
- \* 令和2年度より PTAによる夏休み特別補導の取り止め
- \* 令和4年度～5年度 補導回数・補導会議を半減
- \* 令和4年度末 現状の再吟味と、令和6年度からの取り止めの決定
- \* 令和5年度 教育委員会委嘱の補導最終年度  
青少年センター設置条例改正（案）&青少年センター運営規則改正（案）の策定について検討・審議
- \* 令和6年度より 教育委員会委嘱の補導活動の取り止め

#### 【現在、補導に携わっている方々】

- ① 「少年補導委員」……警察署所管（委嘱）の方々（各中学校区に3～4名配備）
- ② 「地域補導員」……教育委員会委嘱の方々（各総代区から1名推薦いただいた方を委嘱。各中学校区にある総代区の数だけ配備）（各学区3～10名程度）
- ③ 「校外補導員」……教育委員会委嘱の教員。各小中学校・高等学校から2名ずつ先生方を配備。

★この3年間は、①～③の方々が合同で「地域補導・校外補導」を展開

→ その前までは、②③の方で「地域補導・校外補導」を行っていて、①は別行動で補導活動していた。

→ 3年前に、警察署からの要請もあって、現在は①②③合同で行っている。

★ 令和6年度以降は、各学区の「少年補導委員」（警察署所管）の方々と、各学校が必要ならば連携して各学区の補導を継続もしくは、情報交換を密にしていくことで対応。（学校←→少年補導委員 の連携を必要に応じて深める）

★ 加えて、令和4年度から警察署が配置した「スクールサポーター」と各校が情報交換する事柄に基づき、警察署所管の「少年補導委員」が活動していく。

## 2 取り止めの主な事由

### (1) 本市の児童生徒・若者が、大変落ち着いた状況にあり、今後もこの状況は続くと推測する

- ① 各学校にかつてのような非行生徒・荒れた生徒・大人の言うことに反発する生徒は皆無に等しい。(これまでの補導推進の成果。時代の変化。学校教育の成果。)
- ② 「地域補導・校外補導」で巡回する夕方や日中に、児童生徒の姿がとてもなくなくなった。夕刻の補導時には、公園・店舗等にほとんど子どもの姿がない。
- ④ 実際に、「地域補導・校外補導」で補導や注意喚起をした件数は、今や皆無。

#### **【警察が深夜等に補導した件数の大きな変化】**

(犯罪少年) (粗暴・窃盗や万引き・バイク盗)	H 2 0 ( 9 6 )	→	R 2 ( 8 )
(不良行為) 喫煙	H 2 0 ( 1 8 0 )	→	R 2 ( 3 0 )
深夜徘徊	H 2 0 ( 5 0 8 )	→	R 2 ( 1 6 4 )

### (2) 子どもの遊び方や過ごし方が変化し、補導の必要性が激減した

→ 時代の変化に伴い変化……この傾向は一層顕著になっていくだろう

- \* 遊ぶ時間がない(塾・習い事)
- \* 遊ぶ場所がない(広場の減少・海や川など危険個所に指定)
- \* 仲間と遊ぶ術を知らない子が増えた。遊び方を教える先輩や大人も減った。
- \* 子どもの数が減った(近所にも仲間が少ない)
- \* 家の中で遊べる・楽しめる・他者とつながれる時代(ゲーム機・タブレット スマホ・ネット・SNS・・・)自分一人で遊べて過ごせる
- \* スマホ等で仲間と連絡を取り合うことで、仲間と連れだっていたり、たむろして話をしている必要がなくなってきた。

### (3) 街や子どもを取り巻く環境が変化し、街全体が防犯社会となってきた

→ 時代の変化でいっそう犯罪抑止の社会となっていくだろう

- \* 店舗や公園に防犯カメラ設置がほとんど。ドライブレコーダーでも監視社会。
- \* タバコが高価になって、時代は健康志向、喫煙そのものがタブー化
- \* 大型ゲーム店舗の閉鎖(ファンタジアン・ヤングプラザの閉店)
- \* 大人の刑法犯罪認知件数も減少した(大人や若者の犯罪も減少している)

★ 上記の(1)～(3)を鑑みると、教育委員会委嘱の補導活動は、その役割を終えても良い時期となったと考える。(今後は警察所管の少年補導委員さん方と各学校で連携を強化していく方向で進め、補導の規模縮小を図る)。

★ 今後、補導が必要となった時には、「各学区の青少年健全育成協議会」の中で、もしくは、令和6年度から全中学校区で推進されていく「地域学校協働活動」の中で、その組織を立ち上げていけばよいと考える。(各地域の実情や必要性にあわせていくことが望ましい)

★ 青少年センターによる青少年健全育成は、「補導」から、「相談活動や心の指導の充実」や「SNS 指導啓発」、「地域と子どもたちの結びつきの強化」等にいっそうシフトしていくことが望ましいと考えている。

## 資料 4

## 令和 4 年度 青少年問題協議会に関わる事業

(教育委員会)

(単位： 千円)

所管	事業名	概要	予算額	
			4 年度	3 年度
生涯学 習課	青少年センター管理運営		13,570	13,607
	地域学校協働活動推進事業		17,856	9,345
	成人式実行事業		1,265	1,238
	ボランティア活動推進事業		86	91
	家庭教育推進事業		4,504	4,845
	子ども会育成事業		1,200	1,200
	子ども交流事業		300	300
スポー ツ推進 課	学校体育施設開放事業		3,926	4,185
	スポーツ教室開設事業	軽スポーツ広場 夏休み水泳、すもう、バドミ ントン教室 野球教室 等	802	802
	スポーツ大会等開設事業	スポーツ少年団交歓会・寒稽古	125	397
	三河湾健康マラソン大会開 催事業		700	700
	市民プール代替事業費		10,720	10,396
学校教 育課	教育相談事業	あすなろ教室	13,687	13,487
	小中学校生徒指導研究実践 推進事業		260	260
教育政 策課 (図書館)	児童用図書		4,800	4,810
	紙芝居		150	150

(市民生活部)

(単位： 千円)

所管	事業名	概要	予算額	
			4 年度	3 年度
交通防犯 課	交通指導員設置事業		15,385	13,365
	落書き消去業務委託		100	100
	こども 110 番事業	表示カラーコーン、立看板、ステ ッカー、GIS 作成	51	40
	防犯パトロール実施 団体支援事業	ジャンパー、防犯ブザー、警戒 灯、腕章	63	63
	防犯灯電気料		13,926	13,926
	防犯灯設置工事		3,000	3,000

## (健康福祉部)

(単位：千円)

所管	事業名	概要	予算額	
			4年度	3年度
福祉課	社会を明るくする運動推進事業		66	66
子育て支援課	家庭児童相談室運営		9,280	9,214
	ファミリー・サポート・センター事業		4,158	4,186
	地域子育て支援センター運営事業		20,436	18,566
	児童館管理運営	7 児童館 (がまごおり、かたはら、みや、おおつか、しおつ、にしうら、ちゅうぶ)	91,159	76,148
	児童遊園地等施設管理	73 箇所	33,130	24,158

## (産業振興部)

(単位：千円)

所管	事業名	概要	予算額	
			4年度	3年度
産業政策課	街路灯等電灯料補助事業		2,966	4,224
	若者サポートステーション運営委託事業	未就職・未就学若年者の自立支援を図る	700	700

## (都市開発部)

(単位：千円)

所管	事業名	概要	予算額	
			4年度	3年度
都市計画課	緑化推進事業	市民花いっぱい修景緑化事業 600	4,600	4,600
		公園植栽・枯補移植等工事 240		
緑化推進啓発 60				
都市緑化事業 3,700				
施設維持管理	都市公園指定管理	都市公園指定管理 47,410	84,464	88,355
		公園・緑地樹木等管理委託 12,495		
		公園・緑地等清掃委託 17,963		
		遊具・トイレ等修繕費 6,596		

# 資料 5

## 蒲郡の青少年の現況

(令和3年度末現在)

### I 青少年の現状

○青少年人口 (0歳～29歳) (市民課)

年		30	31	R2	3	4
日本人	0歳～29歳(人)	20,471	20,166	19,738	19,467	19,208
	全年齢(人)	77,654	77,307	76,760	76,329	75,896
	割合(%)	26.4	26.1	25.7	25.5	25.3
外国人	0歳～29歳(人)	1,295	1,525	1,559	1,491	1,443
	全年齢(人)	2,725	3,123	3,277	3,229	3,189
	割合(%)	47.5	48.8	47.6	46.2	45.2

※4月1日現在

○犯罪少年補導状況 (蒲郡警察署)

年		29	30	R1	2	3
刑法犯	粗暴犯	5(0)	3(0)	1(0)	2(0)	3(0)
	窃盗犯	18(4)	10(0)	9(1)	1(0)	16(4)
	占有離脱物横領	5(0)	3(1)	3(0)	0(0)	0(0)
	その他	9(2)	4(0)	0(0)	2(1)	2(1)
特別法犯		5(1)	2(0)	0(0)	3(2)	8(1)
合計		42(7)	22(1)	12(1)	8(3)	29(6)

※年末現在 ( ) 内は女子で内数

○不良行為少年補導状況 (蒲郡警察署)

年	29	30	R1	2	3
喫煙	98(3)	19(1)	11(1)	30(3)	27(5)
飲酒	0(0)	4(0)	2(0)	4(2)	3(3)
薬物乱用	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
粗暴行為	0(0)	2(1)	0(0)	4(3)	4(0)
家出	2(0)	6(3)	3(2)	7(4)	3(3)
深夜はいかい	213(42)	178(42)	119(29)	164(57)	157(75)
怠学	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	1(1)
その他	7(4)	0(0)	(0)	4(1)	0(0)
合計	320(49)	209(47)	137(33)	213(70)	195(87)

※年末現在 ( ) 内は女子で内数

○交通事故発生状況 (交通防犯課)

年	29	30	R1	2	3
15歳以下	44	31	26	12	17
16歳～24歳	73(0)	68(0)	53(0)	45(0)	65(0)

※年末現在 ( ) 内は死者数

○不登校児童生徒数 (学校教育課)

年度	29	30	R1	2	3
小学校 (人)	19	34	29	28	32
中学校 (人)	70	66	60	86	106

※年間欠席 30日以上

○携帯電話・スマートフォン所持率 (学校教育課・青少年センター)

年度		15	19	25	26	30
小学校 5,6年生	男子 (%)	—	10.1	27.2 (7.6)	25.9(15.0)	33.7(24.8)
	女子 (%)	—	20.2	35.8 (7.8)	26.7(12.7)	41.1(27.3)
	合計 (%)	—	15.1	31.3 (7.7)	26.3(14.0)	37.4(26.0)

年度		15	19	25	26	30
中学生	男子 (%)	22.4	27.9	27.6 (14.6)	33.7(27.5)	57.2(56.2)
	女子 (%)	34.9	44.9	43.3 (19.0)	49.3(36.4)	72.5(64.5)
	合計 (%)	28.6	36.0	35.4 (16.8)	40.9(31.4)	62.5(60.2)

※ 携帯電話とスマートフォンの合計所持率。( ) 内にスマートフォンの所持率を内数で示す。

## II 青少年健全育成に関する施策

### 1 子どもの安全を守る

○補導員による巡回（青少年センター）

青少年センターでは、各地区総代から推薦を受けた地域補導員 48 人、学校長から推薦を受けた校外補導員（教員）46 人を委嘱し、補導活動を行っている。

年度		29	30	R1	2	3
回数（回）		515	463	441	386	247
従事延べ人数（人）		1,186	960	930	781	473
補導件数（件）		0	5	15	0	0
内訳	喫煙（件）	0	0	0	0	0
	怠学（件）	0	0	0	0	0

※平成 29 年度末で特別補導員を廃止した。

※令和 2 年度より警察署所管の少年補導委員との合同補導を行っている。

○青少年健全育成協力店（青少年センター）

年度	29	30	R1	2	3
店舗数	65	59	59	62	63

平成 21 年 5 月に要綱を定め、新規にスーパーマーケット、ドラッグストア、インターネットカフェ、カラオケ店、携帯電話販売店、コンビニエンスストアなどに協力を頂き、地域ぐるみで青少年を見守り育てる環境を整えている。令和 2 年度に要綱を改正した。

○スクールガード登録者数（学校教育課）

年度	29	30	R1	2	3
人数	431	396	380	364	503

※年度当初登録者数

スクールガードは小学生の登下校時に子ども達の安全を確保する目的で各小学校において設置されている。組織的な活動を行っているところもあれば、名簿登録者が個人の都合に合わせて登下校時に見守るような活動を行っているところもある。

○こども 110 番の家登録数（交通防犯課）

年度	29	30	R1	2	3
件	211	225	214	217	216

○防犯灯設置数（交通防犯課）

年度	29	30	R1	2	3
基	6,254	6,414	6,268	6,262	6,356

○街路灯設置数（産業政策課）

年度	29	30	R1	2	3
基	605	602	628	586	573

## 2 青少年健全育成活動

○各地区健全育成協議会・運営委員会等実施状況（青少年センター）

年度	29	30	R1	2	3
実施回数（回）	16	15	15	14	14
参加者数（人）	900	913	892	922	819

青少年健全育成のために、各中学校区において健全育成協議会を設置している。地区総代、市議会議員、保護司、民生・児童委員、地域補導員、子ども会、小中PTA、公民館、学校職員等で構成され、各中学校に事務局を置いている。

○地域ふれあい活動参加者（青少年センター）

年度	29	30	R1	2	3
実施回数（回）	47	43	43	17	15
参加者数（人）	11,461	11,952	13,706	1,221	1,497

各地区健全育成協議会が中心となり、地域ふれあい活動を実施している。小さな子どもからお年寄りまで参加できる行事で、企画運営に中学生が積極的に関わるよう協力をお願いしている。令和2、3年度は多くが中止に追い込まれた。

○成人式出席率（生涯学習課）

年度	29	30	R1	2	3
男（人）	322	371	343	644	636
女（人）	329	301	333		
出席率（％）	80.4	78.5	84.5	73.7	78.7

○子ども会加入者（生涯学習課）

年度	29	30	R1	2	3
加入者数(人)	3,166	2,977	2,811	2,611	2,165

○児童図書蔵書数（教育政策課（図書館））

年度	29	30	R1	2	3
児童図書(冊)	72,679	71,651	71,397	70,714	72,415
うち紙芝居数	3,250	3,040	3,076	2,893	3,014

○スポーツ教室参加延べ人数（スポーツ推進課）

年度	29	30	R1	2	3
夏休み親子水泳教室	75	72	189	中止	中止
夏休みバドミントン教室	223	173	207	中止	中止
夏休みすもう教室	169	133	166	中止	中止

○三河湾健康マラソン大会申込者数（スポーツ推進課）

年度	29	30	R1	2	3
3キロ（市内小中学生）	418	523	451	中止	中止

○児童クラブ利用登録者数（教育政策課）

年度	29	30	R1	2	3
クラブ数	14	17	21	22	22
年度当初登録者	576	658	717	869	802

○児童館利用者数（子育て支援課）

年度	29	30	R1	2	3
1日平均	601	559	519	293	267

○家庭児童相談室相談件数（子育て支援課）

年度	29	30	R1	2	3
件	343	371	444	755	806

○子ども・若者相談窓口相談件数（青少年センター）

年度	29	30	R1	2	3
延べ件数	561	341	433	512	503

主な相談は、小中学生の不登校とひきこもりである。

### 3 若年無業者就労支援

○利用登録者数（がまごおり若者サポートステーション）

年度	29	30	R1	2	3
新規登録者数	101	104	117	94	102

学校に籍がある利用者は利用登録及び進路決定数に計上していない。

○進路決定者数（がまごおり若者サポートステーション）

年度	29	30	R1	2	3
進路決定者数	55	49	※74	60 B型リファ-3	78

厚生労働省委託事業「がまごおり若者サポートステーション」は、ニート、ひきこもりと呼ばれるおおむね15～39歳の若者の自立支援、就労支援を行っている。

平成27年度以降、厚生労働省の定める進路決定者の定義が「雇用保険被保険者資格を取得しうる就職」と変更されたため、数値が減少している。平成30年度は上記の人数に加え、17人が週20時間未満の仕事等に就職しており、進路決定者数は合計66人となる。また、就職者には雇用契約書の提出が必要なため、本人から入手できず計上できないケースがあった。平成31年度から「20時間未満の就職、職業訓練、再就職（ステップアップ）」の進路決定も含め、「就職者等」の件数を厚生労働省に報告することになった。

○精神保健福祉相談（ひきこもり相談を含む）延べ回数（豊川保健所）

年度	29	30	R1	2	3	
蒲郡市関連分 全相談延べ回数	397	200	409	223	254	
ひきこもり (再掲)	～30歳	26	7	4	1	0
	30歳以上	10	7	3	1	0

令和3年度は、令和2年度と比較すると、相談件数が僅かではあるが上昇している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、訪問困難なケースについては、電話で相談に応じるなどの対応を実施していた。ひきこもりのみでの再掲数は例年減少している。

ただし、豊川保健所管内のひきこもりに関する相談の総数のうち、30歳未満の相談数は約4割となっており、昨年度（約3割）と比べ、「青年期」の相談割合が上昇した。早期に相談に繋がることで、ひきこもり期間の長期化や高年齢化を予防していくきっかけになりえる。

# ○蒲郡市青少年問題協議会条例

昭和30年5月25日

条例第16号

## 設置

第1条 地方青少年問題協議会法 昭和28年法律第83号。以下「法」という。第1条の規定に基づき、蒲郡市青少年問題協議会 以下 協議会」という。)を置く。

## 組織

第2条 協議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 青少年健全育成に関係する団体の者
- (3) 学識経験者

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

会長及び副会長)

第3条 協議会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

## 顧問

第4条 協議会に顧問を置くものとする。

2 顧問は、市長をもって充てる。

運営委員及び専門委員)

第5条 協議会を運営するため、運営委員及び専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 運営委員は、会長が委員のうちから委嘱する。

3 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

幹事)

第6条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。  
委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則 平成12年条例第35号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附則 平成14年条例第16号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則 平成26年条例第9号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 地方青少年問題協議会法

昭和二十八年七月二十五日

法律 第八十三号

最終改正平成二十五年六月十四日法律第四十四号

### 組織

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

### 相互の連絡

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

### 経費

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

### 条例への委任

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に關し必要な事項は、条例で定める。

### 附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

### 設置

第一条 都道府県及び市 特別区を含む。以下同じ。) 町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会 特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。) 以下 地方青少年問題協議会」と総称する。) を置くことができる。(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に關し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

令和4年度 蒲郡市青少年問題協議会名簿

\*印 運営委員

役職名	氏名	所属
1 会長	市川伸太郎	蒲郡少年補導委員会代表
2 副会長	細井 政雄	蒲郡市総代連合会代表(連合会長) *
3 //	小澤 良充	小中学校長会代表(生徒指導部長) *
4 委員	渡辺 充江	教育委員会代表
5 //	壁谷 幹朗	教育長 *
6 //	稲垣 史一	蒲郡警察署代表(生活安全課長) *
7 //	福崎 祐子	豊川公共職業安定所蒲郡出張所代表
8 //	市川 有希	愛知県豊川保健所蒲郡保健分室代表
9 //	市川 行雄	蒲郡防犯協会連合会代表
10 //	小林 静子	社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会代表
11 //	堀井 慎二	蒲郡ロータリークラブ代表
12 //	山本絵理子	蒲郡ライオンズクラブ代表
13 //	鈴木八重子	蒲郡マリンライオンズクラブ代表
14 //	藤田 裕喜	社団法人蒲郡青年会議所代表
15 //	市川 亘	蒲郡市民生児童委員協議会代表
16 //	藤田 克典	蒲郡保護区保護司会代表 *
17 //	足立 静慧	蒲郡市更生保護女性会代表
18 //	石黒貴美代	蒲郡市よろず相談員連絡協議会(豊橋人権擁護委員協議会蒲郡地区委員会)代表
19 //	田部 年子	財団法人蒲郡市母子寡婦福祉会代表
20 //	金沢 孝一	身体障害者福祉協会代表
21 //	鈴木 庸子	蒲郡市社会教育審議会代表 *
22 //	横田 倉伸	蒲郡市スポーツ推進委員会代表
23 //	内田 直人	愛知県立蒲郡高等学校長 *
24 //	水野 正浩	蒲郡市小中学校PTA連絡協議会代表 *
25 //	小林 正人	蒲郡市公民館連合会代表 *
26 //	小林 浩子	蒲郡市子ども会連絡協議会代表
27 //	佐野 哲子	蒲郡市文化協会代表
28 //	吉見 元孝	蒲郡市スポーツ協会代表
29 //	鈴木 法政	がまごおり若者サポートステーション代表
30 //	新井麻利子	NPO法人ブックパートナー代表
31 //	丸山 いづみ	蒲郡市保育協会代表
32 //	寺元 幸治	補導員班長会代表 *
33 //	石村 新史	校外補導部代表

計33名

青少年問題協議会幹事

1 幹事	小田 剛宏	財務課長
2 //	鳥居 昭裕	交通防犯課長
3 //	小野山 泰正	福祉課長
4 //	高橋 晃	子育て支援課長
5 //	石黒 美佳子	健康推進課長
6 //	鈴木 直美	観光商工課長
7 //	鷹巣 央佳	都市計画課長
8 //	柴田 剛広	教育委員会庶務課長
9 //	宇野 晶由	学校教育課長
10 //	三浦 次七郎	生涯学習課長
11 //	磯貝 友宏	スポーツ推進課長

計11名

## 青少年を守る都市宣言

青少年がよろこびを胸に将来の蒲郡市を背負って、たつべく大きな夢を抱いて、明るく、強く、正しく、且つ、すこやかに育成されるよう、長期的な展望に立って全市民の総力を集め、青少年に対する施策を推進するためここに蒲郡市を「青少年を守る都市」とすることを宣言する。

昭和 41 年 5 月 18 日

蒲 郡 市 長

## 蒲郡市民憲章

(三つの誓い)

1. 「はい」「ありがとう」「すみません」、  
愛のことばで**ひと**づくり
2. 心と体をすこやかに、  
笑顔で働き**いえ**づくり
3. 海と空を美しく、  
みんなの力で**まち**づくり

蒲郡市民憲章は令和 4 年度、制定 50 周年を迎えます